

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和7年12月10日
招集年月日	令和7年12月22日
招集場所	知立市役所 3階 第2・3会議室
参集時間	午後4時00分、委員18名、オブザーバー1名、事務局4名が参集
出席委員	農業委員：1 岡田 めぐみ 2 永田 治男 3 加古 和市 4 毛受 浩 5 杉原 敬浩 6 石原 國彦 7 鈴木 和幸 8 近藤 喜代治 9 高村 昭広 10 成瀬 廣美 11 岩堀 秀治 12 高木 芳夫 13 藤井 公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤 信幸 16 岡田 教孝 17 石川 勝幸 18 小野山 悅朗 計18名
事務局	事務局長=林 幸正、事務局職員=田中 美幸、篠原 美帆、松原 牧子
オブザーバー	大山 峰生
欠席委員	なし
開会時間	午後4時8分 開会宣言 会長：挨拶 本日は欠席連絡を受けておらず、委員全員18人の出席です。 知立市農業委員会総会規則第7条の規定の定足数に達しておりますので ただいまより会議を開催します。 それでは議事に入ります。 (午後4時8分)
日程第一	議事録署名委員の指名 9番高村委員、10番成瀬委員を指名します。 (午後4時8分)
日程第二	議案の審議
議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 会長：まず初めに、議案第2号1番について、農地転用許可申請に必要な添付書類の提出が間に合わないため、来月以降の審議案件とします。つきましては、今回の議案第2号1番については、欠番で進めていきます。 よって、本日の日程は、議案5件、報告案3件です。議案に対する発言等は議事録等の都合上、挙手の上、私より指名のあった委員のみの発言にご協力をお願いします。 それでは、只今より議案並びに報告をします。
	事務局：【議案第1号1番議案書をもとに説明】 会長：ありがとうございました。地元農業委員さん、補足はありますか。

	<p>高村委員：対象者の連絡先がわからず、連絡がとれませんでした。</p> <p>会長：対象地の現状はどうなっていますか。</p> <p>高村委員：西に田んぼがあり、周囲は住宅ができています。特に問題のない土地と思われます。</p> <p>会長：ありがとうございます。西側にはすでに住宅が建っている様子。転用目的は住宅建築で、県にも確認してもらい許可できるとのことで問題ないと判断できます。みなさん、ご意見、質問等ありますか。なければ、採決します。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請に対する「意見なし」とされる方は挙手をお願いします。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございます。全員挙手ということで、この案件については「意見なし」とします。</p>
議案第2号	<p style="text-align: right;">(午後4時18分)</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>会長：冒頭にも言いましたが、1番は書類不備で今月の審議はしません。続きまして、議案第2号2番農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局説明をお願いします。</p> <p>事務局：【議案第2号2番議案書をもとに説明】</p> <p>会長：ありがとうございました。地元農業委員さん、補足はありますか。</p> <p>小野山委員：9月に農振除外を行った土地ですが、昨日、確認に行ったらすでに北側の側溝に接している所は整備されていました。田んぼの排水はそこからになると思います。特に問題はないと思います。</p> <p>会長：ありがとうございました。地元の委員さんからも特に問題はないとのことでした。他のみなさまでこの案件について他にありますか。なければ採決に入りたいと思います。議案第2号2番農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について「意見なし」とされる方は挙手願います。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございます。全員挙手ということで「意見なし」とします。</p>
議案第3号	<p style="text-align: right;">(午後4時22分)</p> <p>地域計画変更に係る協議について</p> <p>事務局：【議案第3号議案書をもとに説明】</p> <p>会長：ありがとうございました。この地域計画は以前作成しまして、この一部を利用するということでその変更に係る協議ということです。地元委員さんお願ひします。</p>

	<p>毛受委員：申出者は所有者のお孫さんで、26歳で若く、この土地に家を建てたいといふことで、所有者の方も了承されています。対象地についてはまだ具体的な建設内容は進んでいないので農転の時に詳しい話になると思います。農振除外についてはやむを得ないと思いますが、土地全体が1361m²で農振除外を予定しているのが南側の383m²です。</p> <p>会長：ありがとうございます。今回大きい所の一部を利用するということで後ほど議案第4号で農振除外が出てきます。この土地は現在、高村委員が耕作しているということでよろしいでしょうか。</p> <p>高村委員：先日、利用権の解除ということでお話をさせてもらいましたが、現在対象地の建設について何も決まっていない状態。こちらも次に麦を植える予定のためにここであろうという境界から少し控えた所に一線きった。境界から畔を作つてほしいと伝えました。北側に排水路、南側の住宅建設予定地に給水路があり、もし今後も田んぼとして自分が借り受けするのであれば、入水側がないとなると田んぼを続けることができないので畑をつくるとかで管理するしかないと話をさせてもらいました。以前にも別の地区で同様の件があり、給水を明治用水に返すと入水できないので、後は自身で畑の耕作をしてくださいという話になったのにも関わらず、やっぱりできないのでやってくださいと言われたことがあるので、また、同じことが起きるのではという懸念があります。北側に住宅を建てるとなると道路がないので仕方がないため、南側にしたのだと思いますが、こちらも給水場のバルブがある所なので、図面が出てこない限りは確実にいいんじゃないですかと言いにくいくらい伝えました。手続き上、利用権解除ということで進められるのであれば、進めていいですよと所有者に伝えました。</p> <p>会長：ありがとうございました。先々のことはまだここからは見えていないのですが、いずれにしましても、農振農用地の一部を解除して家を建てるという案件。先々のことは水の給排水の話は色々ありますが、それはその段階で話し合わないといけないことかもしれませんね。今回は、後から出てくる農振除外の前の地域変更計画とのことで、いたしかたないというところにまとまるのかと思いますが、他にご意見ありますか。なければ、議案第3号地域計画変更に係る協議についてこの申請のとおり、「支障なし」という方は挙手を願います。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：ありがとうございます。全員挙手ということで、この案件は「支障なし」とします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時33分)</p>
議案第4号	<p>農業振興地域整備計画変更に係る協議について 事務局：【議案第4号1番議案書をもとに説明】</p>

会長：地元委員さんの補足はありますか。

小野山委員：すぐ左に2棟のアパートがありますが、これを含めて、昭和50年前後所定の手続きをしないまま、埋め立てをし、横の団地の駐車場として貸出をしていたということです。その後アパートを作る時に今回の三角地が農地として残ってしまったとのことです。今回、アパートの建て替えをする際にこの土地がそのままになっていることがわかり、是正したいということで申請されたそうです。すでにアパートの駐車場としてアスファルトの舗装もしており、周囲もブロック塀で囲ってあり、すぐ隣も民家のため、原状復帰して農地にできるかというと難しいと思います。近くの農地にも影響はないため問題はないと思います。

会長：ありがとうございます。その他ありますか、なければこの案件の採決をとります。議案第4号1番農業振興地域整備計画変更について「支障なし」とされる方挙手願います。

委員：全員挙手

会長：ありがとうございます。この案件については、「支障なし」とします。

(午後4時41分)

事務局：【議案第4号2番議案書をもとに説明】

会長：こちらは自分が地元なので説明します。場所は23号線、新幹線、419号に挟まれた農地です。申請した会社は現在、民家に囲まれており、今回工場を拡張したいとのことで申請がありました。工場として利用することは、将来を考えると問題はないと判断しています。民家はないので問題ないと思います。他にありますか。

石川委員：以前より、この工場が入ると聞いていた。納入便の導線が気になります。小学生の通学路にかかるので、納入便がどのように通るのか心配です。

会長：先のことを考えると心配なことはあるかもしれません、交通安全に関してのことは別のアプローチを考えていきましょう。他にありますか。

岡田均委員：この会社は何を作っている会社ですか。

会長：詳しくは知らないが、工場が2か所あり、どちらも大きな工場ではないので、大きな部品ではないと思います。

岡田均委員：図面をみると建物がありますが、住宅でしょうか。

会長：住宅ではなく、倉庫みたいな物、後は社員の駐車場です。

岡田均委員：その建物通りからアクセスした方が有効利用できそうですが。

会長：残念ながら、419号線からのアクセスができません。出入りは上からしかありません。石川委員の言う通り交通安全という面では十分気を付けていいといけません。今回は先々考えると交通安全という心配はありますが、今は農振除外の審議になります。他にありますか。

	<p>成瀬委員：図面と土地の写真を見比べると少し土地が残るよう見えますが。</p> <p>会長：畑ですね。今回の対象地ではないですね。所有者もここではわかりません。</p> <p>高村委員：今の駐車場と倉庫は今回の計画の一部になるのですか。</p> <p>会長：工場の計画には入っていません。私が地域と担当課に確認したところ、通学路が入っており今回、なくなってしまうので付け替えをし、外側の道路を通って新幹線の下を通って学校に行くことになると聞いています。</p> <p>成瀬委員：元々あった道はどんな道でしょうか。</p> <p>会長：市道らしいです。ここを通学路としていましたが、少し回ていくようになります。他はよろしいでしょうか、採決に入ります。議案第4号2番農業振興地域整備計画変更に係る協議について、「支障なし」とされる方挙手願います。</p> <p>委員：全員挙手</p> <p>会長：この案件につきましても「支障なし」とします。</p>
	(午後5時4分)
	<p>会長：次の議案第4号3番は先程の議案第3号とダブルの協議になります。事務局説明お願いします。</p> <p>事務局：【議案第4号3番議案書をもとに説明】</p> <p>会長：ありがとうございます。案件について説明をいただきました。何か質問はありますか。</p> <p>高村委員：水口がなくなってしまって残りの農地は畑になるのか田んぼになるのでしょうか。</p> <p>毛受委員：畑にすると聞いています。作れそうなら自分でと言っていました。</p> <p>高村委員：そうなると地目はどうなるのでしょうか。畑なら除外しなくてよいのでしょうか。</p> <p>会長：農振農用地で畑でも問題ないはず。</p> <p>毛受委員：隣の田んぼから水口をとってくるのはだめなのでしょうか。</p> <p>高村委員：3件くらいが1枚なので畔がない状態。隣地の水を使えばできると思うが。それもいかがなものかと思う。</p> <p>会長：耕作する立場として所有者と話をしたほうがいいですね。</p> <p>毛受委員：明治用水はやめると聞いています。隣の人の水口の利用となると自分が高村委員が話をしたほうがいいと思います。</p> <p>高村委員：同じようなことでトラブルがあったことがあった。</p> <p>毛受委員：今の水口をそのまま残し、水利権も持ったままで隣の水口を利用するともできると思います。本人と再度、水利権について話をしてみます。</p> <p>会長：お願いします。今回の農業振興地域整備計画変更に係る申請について「支障なし」とされる方挙手を願います。</p>

	<p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございます。この件につきましても、「支障なし」とします。 (午後5時16分)</p>
議案第5号	<p>生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について</p> <p>事務局：【議案第5号議案書をもとに説明】</p> <p>会長：地元委員さん、ご協力お願いします。</p> <p>以上で議案は終了しました。報告案件で事前に確認して何かありますか。 よろしければ、12月審議は終了します。 (午後5時16分)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況報告について（事務局） (午後5時18分)
閉会時間	<p>午後5時22分閉会宣言</p> <p>会長：農業委員会総会を閉会します。 (午後5時22分)</p>